

# あなたの介護保険料の決まり方

※年金機構より、通知されている金額と差異が発生している場合がありますが、町からの通知が最新の金額となるため、同封の通知書をご確認ください。

所得段階	対象者	保険料算定方法 (基準額×保険料率)	保険料年額	
第1段階	生活保護を受給している方		20,178円	
	世帯※①全員が町民税非課税	老齢福祉年金を受給している方		基準額×0.285
前年の課税年金収入金額※②+その他の合計所得金額※③ 82万6千5百円以下の方		基準額×0.485		
前年の課税年金収入金額+その他の合計所得金額 82万6千5百円超120万円以下の方				
第2段階	前年の課税年金収入金額+その他の合計所得金額 120万円超の方	基準額×0.685	48,498円	
第3段階	前年の課税年金収入金額+その他の合計所得金額 82万6千5百円以下の方	基準額×0.90	63,720円	
第4段階	世帯に町民税課税者がいて本人は町民税非課税	前年の課税年金収入金額+その他の合計所得金額 82万6千5百円超の方	基準額×1.00	70,800円
第5段階 (基準額)		前年の合計所得金額※④ 120万円未満の方	基準額×1.30	92,040円
第6段階	本人が町民税課税	前年の合計所得金額 120万円以上210万円未満の方	基準額×1.40	99,120円
第7段階		前年の合計所得金額 210万円以上320万円未満の方	基準額×1.60	113,280円
第8段階		前年の合計所得金額 320万円以上420万円未満の方	基準額×1.75	123,900円
第9段階		前年の合計所得金額 420万円以上520万円未満の方	基準額×1.85	130,980円
第10段階		前年の合計所得金額 520万円以上620万円未満の方	基準額×1.95	138,060円
第11段階		前年の合計所得金額 620万円以上720万円未満の方	基準額×2.05	145,140円
第12段階		前年の合計所得金額 720万円以上の方	基準額×2.15	152,220円
第13段階				

※令和7年度税制改正に伴う介護保険料の標準段階に係る基準の見直しの影響により、個人住民税における課税区分や合計所得金額とは異なる場合があります。

- 65歳以上の方の介護保険料は、上表のとおりです。  
 介護サービスにかかる費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。  
 ・1回あたりの請求額は、年間の支払回数によって決まります。さらに、特別徴収（年金からの天引き）の方は、今回決定した年額から4月・5月分として既に支払い済みの額を引いた残額によって決まります。

※①世帯…令和8年4月1日現在、町が管理している住民基本台帳に登録している世帯で判定しています。  
 （4月2日以降に65歳になられた方や、愛荘町に転入された方は、それぞれ65歳になられた日、転入日現在の世帯で判定します。）

※②課税年金収入…税法上町民税の課税対象収入とされる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入金額です。  
 非課税となる年金（遺族年金・障害年金）は課税年金収入に含まれません。

※③その他の合計所得金額…介護保険料の算定に使用する合計所得金額（※④）から、公的年金等の雑所得の金額を除いた額です。  
 給与所得が含まれている場合、当該給与所得金額（所得金額調整控除の適用がある場合は、その控除前の金額）から10万円を控除した額となります。

※④合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額です。  
 扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額となります。  
 ・株式等に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合は、適用前の合計所得金額となります。  
 ・合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、当該給与所得の金額または公的年金等所得の合計額から10万円を控除した額となります。  
 ・土地の売却等において、公共事業の土地収用等による本人の責めに帰さない理由がある場合、合計所得金額から租税特別措置法に規定されている長期譲渡所得または短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除して得た額となります。